明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令の一部を改正する省令（経済産業六〇）　一
○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（国土交通五六）　七
○港則法施行規則の一部を改正する省令（同五七）　一〇
○船員労働安全衛生規則の一部を改正する省令（同五八）　一〇
〔官庁報告〕
国家試験
平成二十三年度春期情報処理技術者試験（経済産業省）　一〇
航空従事者技能証明等に関する試験の施行（国土交通省）　一一
平成二十三年測量士試験及び測量士補試験の施行（同）　一一
〔公　告〕
諸事項
官庁
適格機関投資家，犯罪被害財産支給手続開始決定関係　一三
裁判所
破産，免責，再生関係　一五
特殊法人等
独立行政法人国立美術館平成二十一事業年度財務諸表，西日本高速道路株式会社高速道路の料金の額及び徴収期間の変更，プログラムの著作物に係る登録，日本弁護士連合会懲戒の処分関係　一五
地方公共団体
行旅死亡人関係　一五
会社その他
会社決算公告　一五

省　令

○経済産業省令第六十号

消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）及び消費生活用製品安全法施行令（昭和四十九年政令第四十八号）の規定に基づき，経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年十二月一日

経済産業大臣　大畠　章宏

経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令の一部を改正する省令

経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令（昭和四十九年通商産業省令第十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第十六条」を「第十七条」に改め，第六条中「第十六条」を「第十七条」に改め，第十三条中「第十六条第一項」を「第十七条第一項」に，「第十六条第三項」を「第十七条第三項」に改め，第二十二条第一号中「第一号，第五号及び第六号」を「第三号，第五号，第六号及び第十号」に改め，同条第二号中「第二号から第四号まで」を「第一号，第二号，第四号」に改め，第二十三条第三号の次に次の一号を加える。

四　ライター

様式第十四の備考中「用紙の大きさは日本工業規格Ｂ８とすること。」を「用紙の大きさは，日本工業規格Ｂ８とすること。」に改める。

別表第一1．乳幼児用ベッドの項から5．携帯用レーザー応用装置の項を次のように改める。

1．家庭用の圧力なべ及び圧力がま	1(1)　本体とふたの着脱は円滑であること。 (2)　本体とふたとのはめ合わせが不完全な場合，蒸気が漏れる構造を有し，この状態において加熱したとき，内部のゲージ圧力（以下「内圧」という。）が5.0キロパスカル以上にならない構造を有すること。 2　コック等の操作により蒸気を排出する減圧装置を有し，その操作をして内圧が5.0キロパスカル未満になった後でなければ，ふたを開けることができない構造を有すること。ただし，次の各号にあつては，この限りでない。 (1)　本体とふたとのはめ合わせ方式がスライド方式のものにあつては，内圧が5.0キロパスカルのとき，本体とふたとのはめ合わせ部分に油を付着させた状態において，取つ手の先端部に107.9ニュートンの力を加えてスライドさせたときに本体からふたが外れない構造のもの。 (2)　本体とふたとのはめ合わせ方式が落としぶた方式のもの，重ねぶた方式のもの又はその他のものにあつては，内圧が5.0キロパスカルのとき，107.9ニュートンの力でふたを開けるように操作しても，本体からふたが外れない又は開かない構造のもの。 3(1)　取つ手は持ちやすい形状で，本体若しくはふたとの接合が確実にされているもの又は容易に，かつ，確実にできるものであること。 (2)　片手式のものには補助取つ手がついていること。 4　すわりは，良好であること。 5　手などを傷つけるおそれのあるばり及びまくれがないこと。 6(1)　圧力調整装置及び安全装置を有し，そのノズルは目詰まりしにくく，かつ，掃除がしやすいこと。 (2)　圧力調整装置のおもりは，脱落しにくい構造を有すること。 (3)　安全装置は，作動時に直接外部に飛び出さない構造を有すること。